

日本年金機構からのお知らせ

制度改正 令和4年10月より社会保険加入対象者の適用範囲が拡大となります

厚生年金保険法等の一部改正にともない、令和4年10月より社会保険加入対象者の適用範囲が拡大となります。法改正により新たに社会保険の加入対象となるのは、以下の要件に該当する従業員です。

従業員数101人以上の企業（※）で働くパート・アルバイトの方で、以下の全てのチェックに当てはまる方（令和4年10月以降）

※令和6年10月からはさらに適用範囲が拡大し、従業員が51人以上から100人以下の企業が対象となります。

check1 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満である

check2 月額賃金が8.8万円以上である
(※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。)

check3 2カ月を超える雇用の見込みがある

check4 学生でないこと（休学中や夜間学生は加入対象です。)

注意事項 資格取得届・被扶養者異動届にはマイナンバーの記入をお願いします

医療機関・薬局がマイナンバーカードや健康保険証で、患者が加入する健康保険の資格情報を確認する「オンライン資格確認」を令和3年3月より順次導入しています。

オンライン資格確認には、医療費の支払いが一時的に高額になる場合に、手続きを行うことなく、医療機関の窓口で一部負担金限度額以上の支払いが不要になる等のメリットがあります。

そのため、資格取得届及び被扶養者異動届には、個人番号又は基礎年金番号（健康保険組合に届ける場合は必ず個人番号）を、漏れなく正確に記入していただくようお願いいたします。

制度の詳細や医療機関・薬局のオンライン資格確認の導入状況については下記ホームページをご覧ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html



【マイナンバー総合フリーダイヤル】 0120-95-0178

※平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

日本年金機構では年金制度説明会を実施しています

日本年金機構の職員等が企業等に勤務されている従業員の方々やそのご家族を対象に、公的年金に関する手続き・制度改正等の最新情報をお伝えします。公的年金制度はすべての方々と深く関わるため、制度への理解が必要ですが、手続きや仕組みなどが複雑で、一般的にはとても難しいものと思われるがちです。職場と年金事務所を結ぶパイプ役として活躍されている年金委員（※1）の皆さまをはじめ、各事業所の社会保険事務担当者の皆様は、是非、年金制度説明会をご利用ください。

年金制度説明会は、オンラインでも参加できます

- 年金制度説明会は、従来の対面形式に加え、オンライン形式（※2）でも実施しています。
- オンラインなのでコロナ禍においても職場や自宅などから安心して参加いただけます。
- 参加料は無料です。（オンラインの場合、通信費は参加者様のご負担となります。）
- オンライン説明会の概要やお申込み方法は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

※1 年金委員については、以下の「年金委員制度のご案内」をご覧ください。

※2 Microsoft Teamsを使用します。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。公的年金制度の普及啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年に設置されました。年金委員は、主に厚生年金保険に加入している会社内で活動する『職域型』と自治会など主に地域で活動する『地域型』の2つに区分されます。

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。年金委員の具体的な活動内容や推薦方法は、当機構ホームページにてご確認ください。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になり次第締め切らせていただく地域もございます。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部の「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>